

令和6年第5回芦北町農業委員会総会議事録

○日 時：令和6年5月10日（金） 午前9時30分～午前10時30分
場 所：芦北町役場3階大会議室

○農業委員

（出席：10名）

1番：松岡 哲治	2番：道園 浩二	3番：告宮 幸一
4番：塚本 壽	5番：田口 昭広	6番：坂口 武八
7番：寺本 真理子	8番：尾上 春樹	10番：井川 輝征
11番：片山 幸弘		

（欠席：1名）

9番：山田 和治

○農地利用最適化推進委員

（出席：14名）

1番：本郷 昭博	3番：中川 光春	4番：矢野 解光
5番：田口 宗一	6番：柿崎 重美	7番：毛利 貞幸
8番：坂口 恵美子	9番：岩崎 健	10番：福浦 昌則
11番：木川 保	12番：道崎 伸二	13番：西村 隆
14番：徳永 健次	15番：瀧上 米作	

（欠席：1名）

2番：牧 正徳

○農業委員会事務局：4名

事務局長：梶 浩之	事務局次長：福田 鉄也
係 長：大浪 和典	主 事：平松 泰義

○議 事

日程第1	報告第7号	農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第2	報告第8号	農地法施行規則第53条の規定による届出について
日程第3	議案第13号	農地法第3条の規定による許可申請書審議について
日程第4	議案第14号	農用地利用集積計画の審議について
日程第5	議案第15号	令和6年度最適化活動の目標の設定等について

発 言 者	要 旨
議長	皆さん、おはようございます。お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。 只今から、令和6年第5回芦北町農業委員会総会を開会いたします。 また、9番の〇〇委員、〇〇推進委員から欠席報告がっておりますので、お知らせします。 それでは、これより本日の会議を開きます。 お手元に配布の総会日程にしたがって、会議を進めてまいります。 本総会の議事録署名委員は、6番の〇〇委員、7番の〇〇委員に指名します。 それでは議事に入ります。 報告第7号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の1ページをお願いします。 報告第7号、農地法第18条第6項の規定による通知について。 農地法第18条第6項の規定により、下記のとおり通知がありましたので、報告するものです。 これは、賃貸借権設定の合意解約になります。 1番、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については記載のとおりです。 事由は合意による解約です。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 報告第7号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしということですので、報告第7号については、これで終わります。 次に、報告第7号「農地法施行規則第53条の規定による届出について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の2ページをお願いします。 議案第8号、農地法施行規則第53条の規定による届出について。 農地法施行規則第53条の規定による届出が、下記のとおり提出されたので、報告するものです。 1番、土地の詳細及び申請人の住所・氏名については、記載のとおりです。

	転用目的は、〇〇株式会社の携帯電話無線基地局設置によるものです。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 報告第 8 号について、質疑ありませんか。 … 4 番〇〇委員
〇〇委員	基地局ですのでさほど面積は大きくないと思いますが、現地確認を行っていない理由はなぜでしょうか。現地を確認しなければ、こういった状況に設置されるのか、未確認のまま報告するのはよくないと思います。今後、基盤整備を行うところに支障がないのかという確認も込めて必要だと思います。
事務局	農地法施行規則第 5 3 条の規定は申請ではなく、届出になります。 また、それ以前に業者が県と協議をしてありまして、なおかつ農地の所有者が町有地になっておりますので、町の許可が必要になります。 町の許可については、総務課から許可が出ていたためなんら問題ないと思います。
〇〇委員	わかりました。過去に農地の真ん中に建てる前例がありましたので、質問しました。
議長	他に質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしということですので、報告第 8 号については、これで終わります。 次に、議案第 1 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の 3 ページをお願いします。 議案第 1 3 号、農地法第 3 条の規定による許可申請書審議について。 農地法第 3 条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部 1 番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。 総会資料の 1 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、国見農村公園の北西側、約 1 1 0 m の場所です。 現地確認ですが、申請地は現在、水稻として営農されており、譲り受けたあとも引き続き水稻の栽培を行い、適正に管理するとのことでした。 総会資料の 2 ページをお願いします。契約の種類は譲渡です。 申請理由ですが、譲渡人は病気等により耕作管理ができないため、譲受人に譲り渡す。譲受人は譲渡人の要望もあり、申請地を譲り受け、耕作管理を行う

	とのことです。 譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 1 番の案件を 8 番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	後日に現地を確認しました。なんら問題ありません。
議長	次に担当地区の〇〇推進委員にお願いします。
〇〇推進委員	事務局の説明の通りで、なんら問題ありません。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第 13 号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 所有権移転の部 1 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第 14 号「農用地利用集積計画の審議について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の 4 ページをお願いします。 議案第 14 号、農用地利用集積計画の審議について。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記のとおり農用地利用集積計画が芦北町長から提出されたので、本会の意見決定を求めるものです。 賃借権設定の部 1 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。 耕作する作目は水稻で、設定期間は新規設定の 10 年間です。 議案書の 5 ページをお願いします。 使用貸借権設定の部 1 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。 耕作する作目は水稻で、設定期間は新規設定の 10 年間です。 2 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。

	耕作する作目は水稻で、設定期間は新規設定の５年間です。 ３番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。 耕作する作目は水稻で、設定期間は新規設定の５年間です。 以上で説明を終わります。
議長	事務局から説明が終わりました。 議案第１４号について、質疑ありませんか。 （質疑なし） それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 賃借権設定の部１番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、１番については、原案のとおり決定しました。 使用貸借権設定の部１番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、１番については、原案のとおり決定しました。 使用貸借権設定の部２番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、２番については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第１５号「令和６年度最適化活動の目標設定等について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の６ページをお願いします。 議案第１５号、令和６年度の最適化活動の目標の設定等について。 令和６年度の農業委員会における最適化活動の目標及びその達成に向けた活動計画について、本会の議決を求めるものです。 これは、農業委員会等に関する法律第３７条に基づき、農業委員会の農地利用最適化の推進状況・活動計画を審議し、公表するものです。 それでは、別紙様式１により、説明します。 １ページをお願いします。 Ⅰ「農業委員会の状況」 令和６年４月１日現在の農家・農地等の概要及び農業委員会の体制について、記載しています。 ２ページをお願いします。 Ⅱ「最適化活動の目標」 （１）最適化活動の成果目標 ①現状及び課題 令和６年３月現在の集積状況になります。 これまでの集積面積は３６３ｈａで、集積率は２５．７％です。 課題については、高齢化や後継者不足による新たな担い手の育成・確保が大きな課題であると考えます。 ②目標

	目標については、新規集積面積を99haと設定しています。この数値の考え方ですが、令和11年度までに管内農地面積の80%を担い手へ集積することを目標に、単年度目標を積算しています。これは、昨年度までの計画と比べ大幅に増えていますが、国の目標設定の変更があり、この変更をもとに本町の現状を踏まえ、設定しました。 (2) 遊休農地の解消 ①現状及び課題 利用状況調査に基づく遊休農地は170haのうち緑区分の遊休農地が170haとなっています。この緑区分というのは草刈り等で直ちに耕作可能となる農地で、黄色区分は草刈り等では直ちに耕作をすることはできないが、基盤整備事業などの条件整備が必要となる農地のことです。課題については、高齢化や担い手不足があるが課題としてあげられます。 ②目標 遊休農地解消の目標として緑区分の遊休農地の解消目標を令和6年度は全体の5分の1の34haを目標として設定し、積極的な農地あっせんを行い、関係機関と連携を図りながら、農地集積・集約化を推進するとしています。 3ページをお願いします。 (3) 新規参入の促進 ①現状及び課題 令和5年度の新規参入者は1名で、今後も関係部署と連携を図り新規就農者の確保に向けて取り組みます。 ②目標 新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積を2.5haとしました。これは過去3年間の権利移動面積の平均の1割として設定しています。 2「最適化活動の活動目標」 (1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標 一人当たりの活動日数を月10日として設定しています。 (2) 活動強化月間の設定目標 活動強化月間を今年度は8月、9月、の2回を設定し、地域計画の話し合い、農業者年金加入活動などに取り組むこととしています。 (3) 新規参入相談会への参加目標 関係団体が主催する就農相談会へ推進委員等が出席し、就農相談やアドバイスを行うことを計画しています。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 議案第15号について、質疑ありませんか。 …〇〇委員
〇〇委員	さまざまな目標を設定されていますが、今の芦北町の人口数と合っていないと思います。 芦北町の過去3年間の人口はどのくらい減っていますか。
事務局	目標設定はかなり厳しい設定だと思います。この設定は国からの一律で目標を合わせてなければならぬと通知がきております。

	また、人口は400名減少しています。
議長	他に質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 1番の案件について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。 これで、本日の農業委員会総会を閉会します。 それでは引き続き、その他の連絡事項に入ります。